

～租税特別措置法における中小企業者の範囲の改正～

平成 31 年度の税制改正により、租税特別措置法における中小企業者向けの一定の特別措置の適用を受けられる中小企業者の範囲の見直しが行われましたので、改正内容を紹介致します。
なお、以下の内容は、株式会社や合同会社などの普通法人を前提としています。

1. 中小企業者の範囲の改正内容

租税特別措置法においては、資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人から一定の法人（いわゆる「みなし大企業」）を除外した法人が中小企業者に該当します。今回の税制改正にて、主に「みなし大企業」の判定の基礎となる大規模法人の範囲が変更となりました。

【改正前】

(1) 中小企業者の範囲

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人のうち、以下に掲げる法人を除いたもの。

- ・発行済株式等の 1/2 以上が、同一の大規模法人の所有に属している法人
- ・発行済株式等の 2/3 以上が、大規模法人の所有に属している法人

(2) 大規模法人の範囲

- ・資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人

【改正後】

(1) 中小企業者の範囲

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人のうち、以下に掲げる法人を除いたもの。

- ・発行済株式等（※）の 1/2 以上が、同一の大規模法人の所有に属している法人
- ・発行済株式等（※）の 2/3 以上が、大規模法人の所有に属している法人

※発行済み株式等から、その有する自己の株式又は出資を除外する。

(2) 大規模法人の範囲

- ・資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人
- ・大法人（※）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
→大法人の 100%子法人
- ・普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を、当該全ての大法人の内いずれか一の法人が有するものとみなした場合において、当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人
→100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人

※大法人：資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人

2. 改正による影響

改正前は、大法人の 100%グループ内の法人であっても、大法人に間接保有されている場合は中小企業者に該当する場合があります、税特別措置法における中小企業者向けの一定の特別措置の適用を受けることができましたが、改正後は間接保有であっても中小企業者に該当せず、特別措置の適用外となることとなります。

【中小企業者向けの一定の特別措置の例】

- ・所得拡大促進税制の上乗せ措置
- ・少額減価償却資産の損金算入

【判定例】

- ・下のケースにおける、改正前・改正後の各社の判定は以下の通りとなります。

資本関係図


※当社の少数株主に他に大規模法人はいない

判定結果

	改正前		改正後	
	大規模法人	中小企業者	大規模法人	中小企業者
P社	○	×	○	×
S社	×	×	○	×
当社	×	○	×	×

3. 中小法人等との比較

租税特別措置法の「中小企業者」と同じような定義として、法人税法では「中小法人等」という定義があり、該当する法人には一定の優遇税制が認められています。「中小法人等」の範囲について今回の改正で変更はありませんが、参考のため比較した情報を記載します。

【中小法人等の範囲】

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、次の法人以外の法人

- ・ 大法人との間に当該大法人による完全支配関係（※）がある普通法人
- ・ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を、当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなる際の当該普通法人

※法人税法における「完全支配関係」は直接保有のみでなく、間接保有も考慮した100%保有の資本関係を意味します。

【中小法人等の一定の優遇税制の例】

- ・ 欠損金の繰戻し還付
- ・ 法人税の軽減税率

【比較】

今回の改正後も法人税法の中小法人等と租税特別措置法の中小企業者の範囲については完全に一致しないが、間接保有も考慮する点において、今回の改訂により両者の範囲の違いは小さくなっている。

4. 適用時期

平成31年4月1日以後開始事業年度について適用されます。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>